

口石小学校いじめ防止基本方針

佐々町立口石小学校

1 いじめに対する措置について

いじめ対策委員会等でいじめとして対応すべき事案と判断した場合は、教育的な配慮のもといじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全も確保しながら、いじめた児童についての事実確認を迅速かつ正確に行い、真摯にその解決にあたる。

特にいじめを受けた児童や保護者の心情を受け止め、その気持ちに寄り添いながら対応する。

また、正確な情報や指導状況等を伝え、学校としての対応について理解してもらい信頼回復に努める。

いじめた児童やその保護者には正確な事実関係を伝える。また、「どんな理由があろうともいじめは許されるものではない。」という毅然とした態度で臨む。形式的な謝罪に終わらないように人間性、社会性の向上等、児童の人格の成長に配慮した指導を行う。

さらに、いじめが犯罪行為として認められる「重大な事態」と判断した場合には、教育委員会とも連絡をとり、警察への相談、通報の対応を行う。

なお、ネット上のいじめについても学校内での対応が困難な場合は、必要に応じて教育委員会と相談しながら警察や関係機関（法務局等）と適切な連携を図っていく。

1 いじめられた児童及び保護者への支援

いじめられた児童を徹底して守り通すことを児童及び保護者に伝え、事実関係を聴取する。確認した事実は迅速に保護者に連絡する。

その際、組織的に対処することとし、一方的、一面的な解釈で対処しないこと、プライバシーを守ること、教育的配慮のもとでケアや支援を行うこと等に留意しながら、その心情を受け止め、その気持ちに寄り添いながら共感的に対応し不安を和らげる。

2 いじめた児童への指導及び保護者への助言

「いかなる理由があろうともいじめは絶対に許されない。」という毅然とした態度で指導し、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は人権を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。

また、いじめの背景にも目を向け当該児童の健全な人格の発達に配慮した指導を行う。

いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないような教育的配慮のもと特別の指導計画による指導（出席停止も含む）も行う。

いじめが犯罪行為として認められる「重大な事態」と判断した場合には、教育委員会とも連絡をとりながら警察への相談、通報を行い対処する。保護者には正確な情報を迅速に与え継続的な助言を行う。

3 いじめが起きた集団への働きかけ

はやし立てたり面白がったりする存在の「観衆」や周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」に対して、自分の問題として捉えさせるために、臨時の学級会や集会等を開催し、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。

また、いじめを抑止する「仲裁者」となるとともに、誰かに相談する勇気を持つように指導する。

4 解決に向けた指導・援助と継続的な指導

いじめの解決に向けた指導を組織的にを行い、いじめが解消したとみられる場合でも、継続的に十分な注意を払って観察し、必要な指導を行う。

5 いじめ解消の判断

①いじめの行為が止んでいること。

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。（少なくとも3ヶ月を目安とする。）

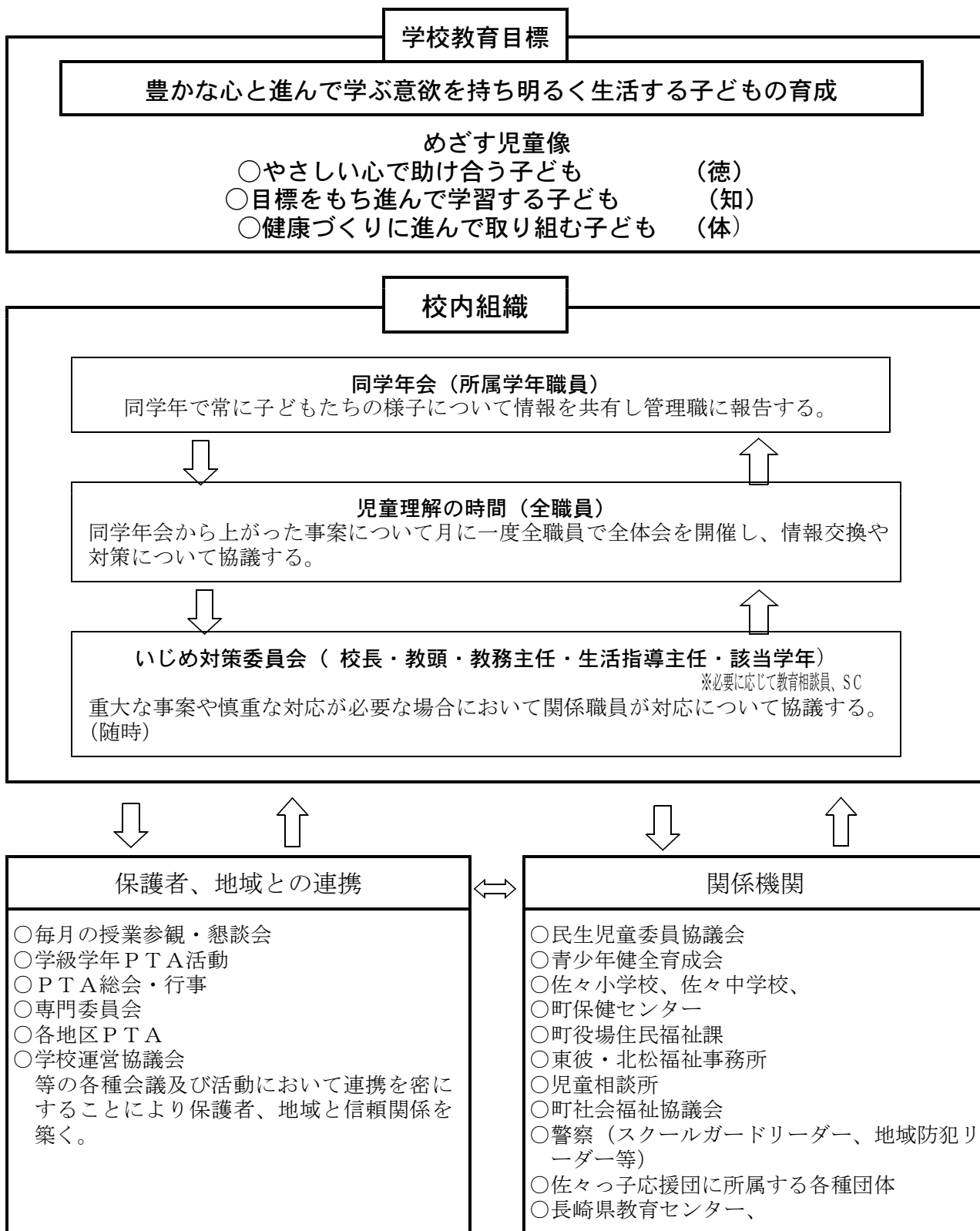
②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめの行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことを本人及び保護者に対し、面談等により確認する。

6 再発防止

いじめが解消している状態に至った後も、いじめが過去にあったことを踏まえ、日常的に注意深く観察するとともに、同学年会やいじめ対策委員会で発生事案ごとの原因や課題を確認し再発防止に努める。その際は、表面的、形式的になることなくいじめの未然防止の視点から、根源的な課題についても解決策を検討、企画、実施し、学校改善や児童集団の成
P.10 参照長を促す。

2 いじめ防止のための組織等について



3 年間計画について

(◇学校行事関係)

| | |
|-----|---|
| 4月 | <ul style="list-style-type: none"> ○全職員での「口石小学校いじめ防止基本方針」の確認 ○PTA総会・各学年・学級懇談会で「口石小学校いじめ防止基本方針」を説明・確認 ○スクールカウンセラー、心の相談員の児童への紹介 ○同学年会、児童理解の時間開催、相談カードの実施 ◇歓迎集会、遠足 |
| 5月 | <ul style="list-style-type: none"> ○同学年会、児童理解の時間開催、「相談カード」の実施 ◇運動会 ○個人相談 |
| 6月 | <ul style="list-style-type: none"> ○学校運営協議会で「口石小学校いじめ防止基本方針」を説明・確認 ○授業参観、懇談会での取組状況の説明と情報交換 ○同学年会、児童理解の時間開催、「相談カード」の実施 ○生活アンケートの実施 ◇長崎っ子の心を見つめる教育週間、命の講話等 ◇町不登校対策委員会 |
| 7月 | <ul style="list-style-type: none"> ○同学年会、児童理解の時間開催、「相談カード」の実施 ○学校評価 ○防犯パトロール ○町非行防止対策会議 ○学校・警察連絡協議会での情報交換会 |
| 8月 | <ul style="list-style-type: none"> ○同学年会、児童理解の時間開催 ○防犯パトロール ◇平和集会 |
| 9月 | <ul style="list-style-type: none"> ○授業参観、懇談会での取組状況の説明と情報交換 ○同学年会、児童理解の時間開催、「相談カード」の実施 ◇各学年レクレーション（PTA） ◇各学年社会科、生活科見学 |
| 10月 | <ul style="list-style-type: none"> ○同学年会、児童理解の時間開催、「相談カード」の実施 ◇各学年社会科、生活科見学 ◇5年生宿泊体験学習 |
| 11月 | <ul style="list-style-type: none"> ○同学年会、児童理解の時間開催、「相談カード」の実施 ○授業参観、懇談会での取組状況の説明と情報交換 ○学校運営協議会で取組状況の説明と情報交換 ◇町不登校対策委員会 ◇6年生修学旅行 |
| 12月 | <ul style="list-style-type: none"> ◇人権週間、人権講話 ○同学年会、児童理解の時間開催 ○生活アンケートの実施 |
| 1月 | <ul style="list-style-type: none"> ○同学年会、児童理解の時間開催、「相談カード」の実施 |
| 2月 | <ul style="list-style-type: none"> ○同学年会、児童理解の時間開催、「相談カード」の実施 ○授業参観、懇談会での取組状況の説明と情報交換 ○生活アンケートの実施 ○学校評価（職員・保護者・地域） ○学校運営協議会で取組状況の説明と情報交換 |
| 3月 | <ul style="list-style-type: none"> ○小中情報交換会での情報の引き継ぎ ○同学年会、児童理解の時間開催、 |

4 組織的な対応について

①いじめの予防

教育活動全体を通じて「いじめ防止」を行う。

児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養っていく。

ストレスに適切に対処できる力を育む。加えて、未然防止の観点から全ての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも行っていく。

いじめの問題への取組の重要性について地域や保護者全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発を行っていく。

策定したいじめ防止基本方針をホームページ上に掲載し、保護者や地域住民が学校のでいじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるようにする。また、その内容を必ず年度当初のPTA総会時等で保護者に向け説明する。

②いじめの情報

③情報の収集

教職員、児童、保護者、地域住民、その他から「同学年会・児童理解の時間・いじめ対策委員会」に情報を集める。

④指導・支援体制の組織化

「いじめ対策委員会」指導・支援体制を組む。(管理職、学級担任、養護教諭、生活指導主任などで役割を分担)

連携

関係機関

⑤-A 児童への指導・支援

- いじめられた児童への支援
 - ・徹底して守ることを伝え事実関係を確認する。
 - ・教育的配慮のもとでのケアや支援を行う。
- いじめた児童への指導・支援
 - ・いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は人権を脅かす行為であることを理解させる。
 - ・自らの行為の責任を自覚させる。
 - ・健全な人格の発達に配慮した指導をする。
 - ・「重大な事態」と判断した場合には、警察への相談または通報を行い対処する。
- いじめが起きた集団への指導・支援
 - ・「観衆」や「傍観者」であった児童に、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。
 - ・いじめを抑止する「仲裁者」となるとともに、誰かに相談する勇気を持つように指導する。

⑤-B 保護者との連携

- いじめられた児童の保護者
 - ・迅速に事実関係を連絡する。(家庭訪問)
 - ・徹底して守ることを伝える
 - ・今後の学校との連携方法について話し合う。
- いじめた児童の保護者
 - ・迅速に事実関係を連絡する
 - ・「どんな理由があろうと、いじめ行為は許されるものではない」という毅然とした態度で今後の学校との連携方法について話し合う。

- ※ 随時、指導・支援体制に修正を加え、組織でより適切に対応する。
- ※ 常に状況把握に努める。

5 いじめ防止のための校内体制と関係機関との連携について

